

大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会

次 第

日時 平成20年3月24日(月)
午前10時～
場所 200会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

(1)「大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会」の設置について

(2)「大和郡山市地域公共交通総合連携計画(案)」について

4 その他

5 閉 会

大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会委員名簿

所 属 団 体 名	役 職
大和郡山市	市 長
大和郡山市自治連合会	会 長
大和郡山市治道地区自治連合会	会 長
大和郡山市治道地区自治連合会	副 会 長
大和郡山市平和地区自治連合会	会 長
大和郡山市平和地区自治連合会	副 会 長
奈良県タクシー協会	専務理事
三都交通株式会社	代表取締役社長
社団法人 奈良県バス協会	専務理事
奈良交通株式会社	取締役 自動車事業本部 副本部長
近畿運輸局奈良運輸支局	支 局 長
奈良県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長
奈良県企画部観光交流局	局 長
郡山土木事務所	所 長
郡山警察署	署 長

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (平成19年法律第59号) ~ 主体的に創意工夫して頑張る地域を総合的に支援 ~

平成19年5月25日公布 平成19年10月1日施行

基本方針 (国のガイドライン)

主務大臣 (国土交通大臣・総務大臣) は、地域公共交通の活性化及び再生に関する基本方針を策定
国家公安委員会、環境大臣に協議

計画の作成・実施

協議会

市町村

公共交通事業者
(鉄軌道、バス、タクシー等)

道路管理者

公安委員会

住民・利用者等

商業施設、事業
所、病院、学校等

- ・協議会の参加要請応諾義務 (は除く)
- ・協議会参加者の協議結果の尊重義務
- ・計画策定時のパブリックコメント実施
- ・計画作成等の提案制度

地域公共交通総合連携計画

地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画

連携計画には地域公共交通の活性化・再生に関するあらゆる事業を定められる

- 【例】 地方鉄軌道の活性化
地域のバス交通の活性化
旅客船事業の活性化

【地域公共交通特定事業】

- ・LRTの整備
- ・BRTの整備、オムニバスタウンの推進
- ・海上運送サービスの改善
- ・乗継の改善
- ・地方鉄道の再生

国の総合的支援

予算等

- ・計画策定経費支援
- ・関係予算を可能な限り重点配分、配慮
- ・地方債の配慮
- ・情報、ノウハウの提供
- ・人材育成

法律上の特例措置

- ・LRT整備に関する軌道事業の上下分離制度の導入
- ・LRT車両購入費、BRT車両購入費、オムニバスタウン計画に基づく施設整備事業等について自治体助成部分の起債対象化
- ・鉄道再生実施計画作成のための廃止予定日の延期
- ・関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化 等

大和郡山市地域公共交通総合連携計画

(案)

平成20年3月

目 次

「大和郡山市地域公共交通総合連携計画（案）」の概要	．．．．． P 1
大和郡山市地域公共交通総合連携計画（案）	．．．．． P 3
大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会設置要綱（案）	．．．．． P 9
大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会内部監査実施規定（案）	．．．．． P12
大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会財務規定（案）	．．．．． P13
大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会事務局規定（案）	．．．．． P16
大和郡山市コミュニティバス新路線図（案）	．．．．． P18

「大和郡山市地域公共交通総合連携計画（案）」の概要

1．経緯

平成15年12月18日	公共施設玄関口バスとして大和郡山市コミュニティバス（以下、「市コミュニティバス」という。）「元気城下町号」の運行を開始
平成19年9月21日	地域の実情に応じた公共交通のあり方を検討することを目的に、大和郡山市地域公共交通会議（以下、「地域公共交通会議」という。）を設置
平成19年10月1日	元気城下町号のルートを変更
平成19年12月4日	新たに治道地区と平和地区に2台の市コミュニティバス「元気治道号」「元気平和号」が運行することを地域公共交通会議にて承認
平成20年2月1日	元気治道号・元気平和号の運行を開始
平成20年3月24日	地域公共交通総合連絡協議会において大和郡山市地域公共交通総合連携計画（以下、「総合連携計画」という。）計画策定・公表し、法定計画として提出

2．大和郡山市地域公共交通総合連携計画の区域

大和郡山市

3．大和郡山市地域公共交通総合連携計画に関する基本方針

交通空白地域において、生活の「足」の確保が困難な高齢者等の交通弱者を支援する。

地域の公共交通を担う市民、交通事業者（バス・タクシー、鉄道等）及び行政が、相互に連携・協力しながら、「市民生活の利便性の向上」「地域経済の活性化」という大きな共通理念のもとで、新たなる公共交通体系（交通体系ネットワーク）の構築を進めていく。

4．大和郡山市地域公共交通総合連携計画の目標

安全・安心な公共交通環境の整備

生活交通としての充実

地域の活性化手段として展開

環境問題への対応

5 . 事業の概要及び事業の実施主体

- ・市街地内及び治道、平和地区内における大和郡山市コミュニティバス3台の運行（実施主体：大和郡山市）

6 . 計画期間

平成20年～平成22年

7 . 法第6条に定める協議会の有無

有

法定協議会としての位置付け：平成20年3月24日

名称：大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会（以下「地域公共交通総合連絡協議会」という。）

構成員：別紙

8 . 法第5条第6項に定められている関係者との協議

平成19年9月21日 地域公共交通会議を設立し協議

平成19年12月4日 第2回地域公共交通会議で協議

平成20年3月24日 第1回地域公共交通総合連絡協議会で協議

地域公共交通会議を法定協議会に位置付けると共に、
総合連携計画を策定

9 . 法第5条第5項に定められている利用者の意見の反映

地域公共交通会議に以下の団体から委員が参画

- ・大和郡山市自治連合会
- ・大和郡山市治道地区自治連合会
- ・大和郡山市平和地区自治連合会

会議内容を大和郡山市ホームページで公表

10 . その他

大和郡山市地域公共交通総合連携計画（案）

1．大和郡山市地域公共交通総合連携計画に関する基本方針

近年、少子高齢化の進行、また、マイカー等の普及により公共交通機関の利用者数は、年々減少していく中で、既存の交通機関の廃止等による交通空白地域の増加など地域の公共交通を巡る環境は極めて厳しい情勢になっております。今後、より一層人口の減少化が進み、その情勢がますます厳しくなっていくことから、高齢者、障害者などの交通弱者の移動手段の確保、活力あるまちづくり、また、地球環境への配慮など市民生活における様々な観点から地域公共交通の充実、維持拡大を図っていくことは、住民に一番身近な基礎的な地方自治体である‘市’としての重要な任務であると考えております。

今後におきましては、これらの情勢の変化に的確かつ迅速に対応するため、地域の公共交通を担う市民、交通事業者（バス・タクシー、鉄道等）及び行政が、相互連携、協力しながら、‘市民生活の利便性の向上’‘地域経済の活性化’という大きな共通理念のもとで、新たな公共交通体系（交通体系ネットワーク）の構築を進めていくことが必要であります。

さて、このような考えのもと、市民の日常生活を支える地域公共交通のあり方として、市全域の公共交通機能をより効果的、効率的に充実させ、それぞれの地域の持つ特性、実状等に見合った公共交通サービスの提供に努めるとともに、‘市域全体の発展’を視野に入れた総合的で計画的な公共交通政策の展開を図るため、本市における将来の公共交通の目指すべき方向性等を明確にし、その実現に向けた具体的方策を示すため基本指針を定めるものです。

2．大和郡山市地域公共交通総合連携計画の区域

・大和郡山市内全域

別紙、大和郡山市管内図

3．大和郡山市地域公共交通総合連携計画の目標

これまでの本市における公共交通政策は、既存の公共交通網の維持を基本に進めてきたところでありますが、そこからの脱却から、市民への利便性の向上を図り、市民生活の満足度を高めるべく、積極的な公共交通政策の展開するため、下記4つの項目を目標に掲げ、本市において最も適した公共交通体系（公

公共交通ネットワーク)の構築を推進するものです。

安全・安心な公共交通環境の整備

自動車交通量の増加に伴い、年々、多発する交通事故の中で、公共施設及び公共交通機関等のバリアフリー化を積極的に推進し、質の高い輸送サービスを提供することで、市民の誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを実現します。

生活交通としての充実

市民の基本的な生活と社会参加の機会を保障するため、高齢者、障害者、子どもなどの自家用自動車による移動が困難な交通弱者をはじめとするたくさんの市民の生活の‘足’の確保に努め、市民生活の利便性の向上を視野に入れた公共交通政策の展開を図ることで、市民の誰もがこころ豊かで快適に暮らせるまちづくりを実現します。

地域の活性化手段として展開

本市の公共交通政策として、‘地域経済の活性化’を念頭に置きながら、観光施策、道路施策など市で実施する各種施策との連動を図ることで、市民のほかに市外からの来訪者等の回遊性を高め、また、市民レベルでの地域間の交流を促進させることで、活気とにぎわいのあるまちづくりを実現します。

環境問題への対応

地球温暖化など環境問題への意識が高まる中で、二酸化炭素排出量の削減等により環境負荷の小さい都市を目指すため、公共交通等を適切に利用することを促すと同時に、市民の理解を深めていきます。具体的には、地域公共交通と自家用自動車・自転車・徒歩などの交通手段の適切な役割分担や複数の公共交通機関の乗継など環境に考慮した公共交通体系を確立することで、地球にやさしいまちづくりを実現します。

新たな公共交通システムの構築

- ・市営有償運送（交通空白輸送、市町村福祉輸送）の実施等
- ・公共交通の利用促進活動等
- ・新交通システム（デマンド型交通、スクールバス等）の導入、活用等

4. 事業の概要及び事業の実施主体

事業名：大和郡山市コミュニティバス実証実験事業（市営有償バス運

送）

項目	大和郡山市コミュニティバス実証実験事業
利用者のニーズ （現状と課題）	<p>交通空白地域における交通弱者（高齢者等）の移動手段確保など地域公共交通にかかる課題があるなか、平成 15 年 12 月から公共施設玄関口バスとして「元気城下町号」の運行を開始する。</p> <p>平成 19 年には、本市交通空白地域の治道地区及び平和地区の住民から移動手段確保の要望がある。</p> <p>これにより大和郡山市地域公共交通会議を設置し、地域公共交通の総合的な検討を行った結果、平成 20 年 2 月から国の補助制度を活用し、治道地区及び平和地区の 2 地区に大和郡山市コミュニティバス（下記 2 路線）の実証運行を開始した。</p> <p>平成 20 年度については、前年度のバス利用実績及び利用者等の意見に基づき、各路線ごとに運行経路、運行時刻等の見直しを行い継続運行を実施する。なお平成 20 年 6 月には、小型バス車両の改造が完了し、より地域の実情に見合った運行を目指す。</p>
事業計画	<p>事業概要</p> <p>大和郡山市コミュニティバス実証実験事業は、当市が道路運送法に基づいて、国に登録することにより、市が独自に実施する有償運送事業である。</p> <p>基本的には、市が所有する 2 台の車両（12 人乗りのワゴン車）を活用して、下記 ~ の 2 路線の運行を業者委託し実施するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行回数：3 往復 / 日（一部路線で変則運行） ・運休日：土日・祝日、年末年始 ・運賃：100 円（小人 50 円） <p>市営有償バスの運行（3 路線）</p> <p>元気治道号：[対象地域：治道地区] （運行区間：新庄町～近鉄郡山駅）</p> <p>元気平和号：[対象地域：平和地区] （運行区間：県営住宅稗田団地前～近鉄郡山駅）</p>

		元気城下町号：[対象地域：旧市内] (運行区間：近鉄郡山駅 ~ 平和橋) 元気城下町号の運休日・運賃は、他の2路線と 同じ。
	実施時期	平成20年4月～
	実施主体	大和郡山市、(国からの支援)
備考		路線 の運行については、平成19年12月4日に開 催された「第2回大和郡山市地域公共交通会議」に おいて承認された事業計画である。 路線 については、平成15年12月から運行している 路線であり市単独事業である。

公共交通（路線バス及び市営有償バス等）の利用促進活動

【事業概要】

- ・時刻表、公共交通路線図、ポスター等作成・配布等
- ・アンケート調査等による情報収集調査と分析
- ・公共交通の普及促進活動等の実施
- ・バス停留所、関連施設等の整備等
- ・低廉なバス運賃、割引乗車券等各種企画乗車券の発売等

【実施時期】

随時 [平成20年度後期～]

【実施主体】

大和郡山市、大和郡山市自治連合会、奈良交通（株）

新交通システム（デマンド型交通、スクールバス等）の導入、活用

【事業概要】

- ・デマンド型バス運行等の導入及び検討
- ・スクールバス、診療所送迎バス等の活用等

【実施時期】

随時 [平成21年度以降]

【実施主体】

大和郡山市、市教育委員会

その他

【事業概要】

- ・バリアフリーによる乗継の円滑化等
- ・その他創意工夫による事業等

【実施時期】

随時 [平成22年度以降]

【実施主体】

大和郡山市

5. 計画期間

平成20年度 ~ 平成22年度の3年間

6. その他

(交通会議開催等の経過)

平成15年3月	巡回バス運行事業に伴うアンケート調査の実施
平成15年12月18日	公共施設玄関口バスとして大和郡山市コミュニティバス(以下、「市コミュニティバス」という。) 「元気城下町号」の運行を開始
平成19年9月21日	第1回 大和郡山市地域公共交通会議 地域の実情に応じた公共交通のあり方を検討することを目的に、 大和郡山市地域公共交通会議(以下、「地域公共交通会議」という。)を設置
平成19年10月1日	「元気城下町号」の一部運行内容を変更
平成19年12月4日	第2回 本市地域公共交通会議 新たに治道地区と平和地区に2台の市コミュニティバス「元氣治道号」「元氣平和号」が運行することを「地域公共交通会議」にて承認
平成19年12月21日	本市地域公共交通会議において運行ルート一部変更を書面承認する

- 平成20年 2月 1日 「元気治道号」・「元気平和号」の運行開始（大和郡山市コミュニティバス実証実験運行）
- 平成20年 3月10日
～ 3月15日 「本市地域公共交通会議」から「本市地域公共交通総合連絡協議会」（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定会議）への移行協議
「大和郡山市地域公共交通総合連携計画(案)」（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定計画案）の内容協議
- 平成20年 3月15日 「大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会」設置
- 平成20年 3月11日
～ 3月17日 法定計画案の内容をホームページで公開、意見募集する。
- 平成20年 3月24日 「大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会」において「大和郡山市地域公共交通総合連携計画（案）」承認。

大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会設置要綱（案）

（目的）

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)の規定に基づき、大和郡山市における住民の生活に必要な輸送の確保及び公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、大和郡山市地域公共交通連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

なお、この協議会は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成19年法律第59号)に規定する協議会の性格を有するものとする。

（所掌事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 市における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (3) 市が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項
- (4) 連携計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (5) 連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 連携計画に基づく事業の実施に関する事項
- (7) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

（構成員）

第3条 協議会は、委員15名以内をもって構成するものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者
- (4) 社団法人奈良県バス協会及び奈良県タクシー協会
- (5) 地域住民の代表者又は輸送サービスの利用者で市長が認める者
- (6) 奈良運輸支局長
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 奈良県企画部観光交流局長
- (9) 郡山土木事務所長

(10) 郡山警察署長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、市長又はその指名する者を充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

5 会議は原則として公開とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

(経費の負担)

第8条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金、諸収入をもって充てる。

(監査)

第9条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会

長が別に定める。

(報酬)

第11条 委員の報酬は、これを支給しない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定めるものとする。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成20年3月24日から施行する。

(大和郡山市地域公共交通会議設置要綱の廃止)

大和郡山市地域公共交通会議設置要綱は廃止とする。

大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会内部監査実施規程（案）

平成20年3月24日制定

（趣旨）

第1条 大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会の業務及び資金管理に関する内部監査は、この内部監査実施規程により実施するものとする。

（監査員の指名）

第2条 内部監査を行う監査員は、複数名とし、会員の所属組織のうちから会長が指名する。

（内部監査の種類）

第3条 内部監査は、1期ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

（内部監査実施計画の作成等）

第4条 監査員は、毎事業年度3月末日までに内部監査責任者を1名定め、及び内部監査実施計画を作成し、会長に報告するものとする。

（内部監査結果の報告）

第5条 前条の内部監査責任者は、内部監査の終了ごとにその結果をとりまとめた内部監査報告書を作成し、会長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた会長は、報告を受けた日以降最初の総会に報告するものとする。

3 第1項の内部監査報告書は、当該年度終了後5年間保管するものとする。

（内部監査結果の不適合の是正）

第6条 第4条の内部監査責任者は、内部監査の結果、不適合が認められた場合は、是正のための指示書を作成し、会長に報告するとともに、被内部監査部門の責任者に指示するものとする。

2 前項の指示を受けた被内部監査部門の責任者は、指摘された不適合事項について速やかに是正措置を講ずるものとする。

3 被内部監査部門の責任者は、前項の是正措置が終了した場合には、速やかにその結果についての報告書を作成し、第4条の内部監査責任者に報告するものとする。

4 前項の報告を受けた第4条の内部監査責任者は、その内容を確認し会長に報告した上で、報告を受けた日以降最初の総会に報告するものとする。

5 第1項の指示書、第3項の報告書は、当該事業年度終了後5年間保管するものとする。

（雑則）

1 大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会設置要綱及び大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会財務規定並びに同内部監査実施規定に定めるもののほか、内部監査に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月24日から施行する。

大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会財務規程(案)

平成20年3月24日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会設置要綱(以下「要綱」という。)第10条の規定に基づき、大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、大和郡山市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに大和郡山市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、大和郡山市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次回の協議会までに報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、大和郡山市の例により行うものとする。

- 2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算整理簿

- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

- 2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、設置要綱第10条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

- 3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに大和郡山市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月24日から施行する。ただし、協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」に、読み替えるものとする。

別表第1(第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2(第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会事務局規程(案)

平成20年3月21日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大和郡山市地域公共総合連絡協議会設置要綱(以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、大和郡山市企画政策部企画政策課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、大和郡山市企画政策部企画政策課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、大和郡山市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、大和郡山市において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月24日から施行する。

別表 (第6条関係)

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会 会長の印		てん書	24×24	会長名をもって発する文書	1	事務局長



